社会福祉法人浅草寺病院 情報システム運用管理規程

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、浅草寺病院個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）に基づき、社会福祉法人浅草寺病院（以下「病院」という。）における個人情報を取り扱う情報システム（以下「情報システム」という。）の適正な運用及び情報の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）個人情報

保護規程第３条第１号に定義された個人に関する情報をいう。

（２）情報システム

サーバー機、端末機、プリンタ及び附帯設備等を有機的に構成した総体をいう。

（３）コンピュータ処理等

情報システムを使用して行う情報の入力のための準備作業、入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。

（４）識別名

利用者を特定するために付与された番号及びパスワードで構成されている情報をいう。

（５）保守

情報システムの適正な運行を継続するために行う整備をいう。

（６）個人データ

情報システムにおいて利用する個人情報をいう。

（７）媒体

個人データをコンピュータが利用可能な形態で格納するための磁気テープ、磁気ディスク等をいう。

（８）個人情報データベース等

特定の個人情報においてコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物をいう。

第２章　情報システムの運用体制及び利用

（運用体制）

第３条　情報システムの適正な運用を図るため、システム管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2　管理責任者は、情報システムに関する次の業務を行うものとする。

（1）コンピュータの利用の許可並びに識別名の登録及び削除に関すること。

（2）情報システムの障害の予防、障害の復旧その他の保守に関すること。

（3）個人データの管理に関すること。

（4）情報システムの改善に関すること。

（5）その他情報システムの運用に関すること。

3 管理責任者は、前項に規定する業務のほか、コンピュータを利用する業務を行うことができるものとする。

4 管理責任者は、第2項に規定する業務の一部を従業者に分掌させることができる。その場合は、あらかじめ従業者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

（利用の許可）

第4条　管理責任者は、従業者のうち、主としてコンピュータを使用する業務を行う者に対し、コンピュータ利用を許可するものとする。

（識別名の設定と登録）

第5条　管理責任者は、管理責任者及び利用者個人ごとに識別名を設定し、情報システムに登録するものとする。

（識別名の削除）

第6条　管理責任者は、前項の規定により登録された者(以下「登録者」という。）が人事異動等によりコンピュータを利用する業務を行わなくなった場合には、直ちに当該登録者の識別名を情報システムの登録から削除するものとする。

2　管理責任者は、情報システムの保全及び個人データの漏えい、滅失、き損等（以下「漏えい等」という。）の防止のために識別名を定期的に変更するものとする。

（登録者の義務）

第7条　登録者は、コンピュータを利用する場合には第5条の規定により設定された識別名を使用しなければならない。

2　登録者は、自らに設定された識別名を他人に知らせてはならない。

第3章　情報システムの運行管理

（情報システムの運行管理）

第8条　管理責任者は、情報システムの適正な運行を確保するため次の措置を講ずるものとする。

（1）情報システムの毎日の運行状況を正確に把握すること。

（2）必要に応じ利用者に対し助言、指導、使用の中止その他の必要な措置を講ずること。

（情報システム運行上の注意）

第９条　管理責任者は、利用者以外の者が端末機の画面出力及びプリンタからの印字出力物を容易に看取できるような場所に情報システムを設置してはならない。

２　登録者は、当該登録者以外の者が情報システムを利用できる状態でコンピュータから離れてはならない。

３　情報システムへのコンピュータ・ウィルスの進入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。ソフトのインストールは情報委員会が必要と認定したもののみとし、それ以外のインストールを禁止する。ＵＳＢ端末等を通して記録メディア（ＣＤ―Ｒ類、ＵＳＢメモリー等）との接続を禁止する。

４　管理責任者は、情報システム運行上の必要がある場合には、コンピュータを新たに接続し、更新しその他情報システムを変更することができる。この場合において、管理責任者は、情報システム運行上の安全性を充分検討するものとする。

５　管理責任者は、前項によるもの以外に、端末機の接続等情報システムの変更を発見した場合は、直ちにこれを変更前の状態に復元しなければならない。

第４章　コンピュータによる個人データの管理

（コンピュータの環境の保全及び報告）

第１０条　管理責任者は、利用者に対し、常にコンピュータの環境の保全に努めるよう指示するとともに、必要に応じ報告を受けるものとする。

２　アクセス履歴を活用した検査は、法人内での個人情報漏えい者の早期発見及びそれによる抑止効果の発揮による漏えいの未然防止に有効と考えられるので、ファイアウォールの設置と共にその実施方を図るものとする。

３　情報システムから個人を特定できる情報を取り出す場合、患者の個人情報を保護するため、事前に管理責任者の許可を得なければならない。

但し、診療の現場で、診療の必要に応じて、患者及び患者家族、あるいは、本人の承諾を得て第三者に提供する情報はこの限りではない。

４　利用者は、研究・教育・研修等を目的に、担当部署以外の症例等の情報を取り出す場合には、管理責任者の許可を必要とする。

５　利用者は、研究・教育・研修等を目的として、個人情報を保管した記録メディア（ＣＤ―Ｒ類、ＵＳＢメモリー等）、ノートパソコン等を外部に持ち出す場合には、システム管理責任者の許可を必要とする。

又、外部に持ち出す記録メディア、ノートパソコン等にはセキュリティ対策としてデータを暗号化し、起動パスワード等を設定しなければならない。

６　情報システムの動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに運用責任者に報告しなければならない。

（画面出力及び印字出力における保護）

第１１条　登録者は、当該登録者以外の者がコンピュータの出力画面及びプリンタからの印字出力物を容易に看取できる状態で利用してはならない。

２　登録者は、みだりに個人データを画面出力及び印字出力してはならない。

３　利用者は、次の場合には、印字出力物を管理責任者の指示に従って速やかにシュレッダーにより廃棄しなければならない。

（１）誤って業務上不要な個人データについて印字出力を行った場合

（２）プリンタ障害等で、不完全な印字出力を行った場合

（３）運行試験の目的で、印字出力を行った場合

第５章　施設及び設備の管理

（施設、設備の保全）

第１２条　管理責任者は、情報システムの環境の保全のため、情報システムを設置した部屋の照明設備の管理、空調設備の管理その他の措置を講ずるとともに利用者に対し、これらの措置を講ずることを指示するものとする。

２　利用者は、コンピュータの利用に当たり、常に端末機の環境の保全に努めなければならない。

（防災及び防犯）

第１３条　管理責任者は、情報システムの運行全般に対する自然災害又は不法な破壊行為等による被害を防止し、最小限にとどめる措置を講ずるものとする。

第６章　個人データの適正管理

（個人データの保護）

第１４条　管理責任者は、個人データの保護のため、情報システムの利用に当たり保護規程及びこの規程を遵守し、利用者に対しても同様にさせるものとする。

（収集した個人データ及び媒体の管理）

第１５条　管理責任者は、病院の事業の遂行に伴い作成した情報（以下「作成した情報」という。）を記録した媒体について、漏えい等を生じないよう所定の場所に保管するものとする。

第７章　事故及び緊急時の対応

（事故等の報告）

第１６条　利用者は、情報システムの運行に何らかの障害等の事故を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

（事故の対応）

第１７条　管理責任者は、前条の報告があった場合及び前条と同様の事故を発見した場合には、直ちにその事故の原因調査、拡大の防止及び復旧の方策を講じるものとする。

第８章　業務委託

（委託の範囲）

第１８条　管理責任者は、情報システムの運行に必要なデータの処理及び保管等の業務の一部を外部に委託することができるものとする。

（委託業務の管理）

第１９条　管理責任者は、保護規程第１６条の規定に基づき委託を行う場合は、業務受託者との間に保護規程第１６条の規定を遵守する旨を記載した委託契約を交わすものとする。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

この規程は、平成２７年２月１日から施行する。

この規程は、令和３１年４月１日から施行する。